飛騨市育英基金貸付申請用所得計算表

（１）主たる生計維持者とその配偶者の所得計算

①　給与所得の計算

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 給　　与　　所　　得　　計　　算 |
| 給 与 収 入 額 | 給与所得控除額 | 換算給与所得額 |
| 主たる生計維持者 | 　円 | 　円（イ） | 　円(A)＝(ア)－(イ) |
| その配偶者 | 　円 |
| 合計 | 　円 |
| 端数処理後の合計（万円未満切捨て） | 　円（ア） |

■給与所得控除額の計算（給与所得の控除額を計算するための表です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 端数処理後の給与収入額計(ア) | 給与所得控除額(イ) |
| 251万円以下の場合 | (ア)と同額 |
| 252万円以上400万円以下の場合 | {(ア)×0.2＋263万円}×0.8 |
| 401万円以上878万円以下の場合 | {(ア)×0.3＋223万円}×0.8 |
| 879万円以上の場合 | 389万円 |

②　その他の所得の計算（給与所得以外）

　　その他の所得の額は、税法上の必要経費を除いた額です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| その他の所得区分 | 主たる生計維持者 | その配偶者 | 合計 |
| 農業 | 　円 | 　　　　　　円 | 円 |
| 営業 | 円 | 円 | 円 |
| 不動産 | 　円 | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 　円 | 円 | （Ｂ） 円 |

　　　あなたの世帯の所得額は、（Ａ）の金額と（Ｂ）の金額を合計した額になります。

③　主たる生計維持者とその配偶者の所得の合計額を求めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 所得区分 | 所　　　得　　　額 |
| 給与所得 | （Ａ）の金額　　　　　　　　　　　　 　　円 |
| その他の所得 | （Ｂ）の金額　　　　　　　　　　　　　 　円 |
| 合計 | （Ｃ）　　　　　　　　 円　 |

（２）所得から控除する額の算定

■扶養控除額算定表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| あ な た の 世 帯 の 状 況 | 控除基準額(一人当たり) | 該当人数 | 控除額 |
| 世帯が母子家庭の場合 | 49万円 |  | 万円 |
| 世帯に障がい者の方がいる場合 | 86万円 |  | 万円 |
| 就学者（申請者を除く。） | 小学校 | 8万円 |  | 万円 |
| 中学校 | 16万円 |  | 万円 |
| 高等学校 | 国公立 | 自宅通学 | 28万円 |  | 万円 |
| 自宅外通学 | 47万円 |  | 万円 |
| 私立 | 自宅通学 | 41万円 |  | 万円 |
| 自宅外通学 | 60万円 |  | 万円 |
| 大学（大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校を含む。） | 国公立 | 101万円 |  | 万円 |
| 私立 | 144万円 |  | 万円 |
| 申請者本人 | 高等学校 | 国公立 | 自宅通学 | 28万円 |  | 万円 |
| 自宅外通学 | 47万円 |  | 万円 |
| 私立 | 自宅通学 | 41万円 |  | 万円 |
| 自宅外通学 | 60万円 |  | 万円 |
| 大学（大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校を含む。） | 国公立 | 72万円 |  | 万円 |
| 私立 | 87万円 |  | 万円 |
| 扶 養 控 除 額 合 計 | （Ｄ）　　 　　　　万円 |

（３）育英基金貸付の所得基準と判定

④主たる生計維持者とその配偶者の所得等を記入し、貸付基準額との比較で判定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる生計維持者とその配偶者の所得額 （Ｃ） |  円 |
| 扶養控除額合計　 （Ｄ） |  円 |
| 扶養控除後の所得額 （Ｅ）＝（Ｃ）－（Ｄ） |  円 |
| あなたの世帯の人数 | 　　　　　　 　 人 |
| 貸付基準額（※） （Ｆ） |  円 |
| 貸付判定 （Ｇ） | Ｅ≦Ｆで受給可　　　　　　　　 |

■　貸付所得基準額の表　※世帯の人数は、申請者本人の祖父母を除きます。

|  |  |
| --- | --- |
| 世　帯　の　人　数（※） | 　基　 準　 額（Ｆ） |
| ２人 | ２３８万円 |
| ３人 | ２７４万円 |
| ４人 | ２９６万円 |
| ５人 | ３１９万円 |
| ６人 | ３３８万円 |
| ７人 | ３５４万円 |
| ８人 | ３７０万円 |